

【件名】

妊婦及び母子を対象とした二次避難所の考え方について

【要旨】

避難所での生活が困難な妊婦及び新生児、乳幼児親子の受入先として、区内助産院等を新たに、乳幼児等を対象とした二次避難所に指定するとともに、既に指定している保育園との役割等の考え方について報告する。

1 助産院の役割等について

東京都助産師会新宿中野杉並地区分会及び堤式母乳助産育児相談処と協定を締結し、助産院等の施設を二次避難所に指定する。

(1) 二次避難所に指定する助産院

	名 称	住 所	受入世帯数
1	かえる助産院	鷺宮 4-44-4	3
2	助産師訪問 PAM	野方 5-18-3	3
3	産前産後ケア専門助産院ぴよぽこ中野	上高田 1-39-16	6
4	中野坂上助産院	中央 2-2-9	3
5	しらさぎふれあい助産院	鷺宮 3-3-6	7
6	松が丘助産院	松が丘 1-10-13	8
7	産前産後ケアハウス アンビリカス	本町 5-19-5	10
8	堤式助産母乳育児相談処	新井 2-5-4	20
			合計60

(2) 役割

助産師により、妊婦及び母子に対する産前産後ケア等を実施するとともに、母子の健康状態を把握し、医療機関での対応が必要な場合については、区と協力し速やかに搬送する。

なお、緊急的に分娩が必要となった場合には、各助産院において対応する。

2 妊婦及び母子の受け入れの考え方

(1) 助産院

医師、助産師、保健師等の判断により、助産院での産前産後ケアや継続的な健康観察が必要と判断された、妊婦及び出産から2か月を経過していない母子を受け入れる。

(2) 保育園

避難所での集団生活が困難な、出産後2カ月以上経過した乳幼児親子を受け入れる。

(3) 分娩対応病院

避難所・在宅及び助産院に避難している出産が近い妊婦等を受け入れ、出産・救急医療対応を行う。

3 今後のスケジュール

令和7年1月以降 中野区災害医療連携会議で報告

3 月 助産師会との協定締結について議会報告